

県南広域振興局長告示第61号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

令和8年5月12日

県南広域振興局長 菅原健司

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311500631	これさぼヘルパーステーション	奥州市水沢太日通り二丁目1番20号 これさぼビル2階	令和8年3月31日
0311500748	ヘルパーステーションあおば	奥州市水沢字小石田55番地	〃
0311500573	まえさわ介護センター	奥州市前沢字立石180番地1	〃

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311500631	これさぼヘルパーステーション	奥州市水沢太日通り二丁目1番20号 これさぼビル2階	令和8年3月31日
0311500748	ヘルパーステーションあおば	奥州市水沢字小石田55番地	〃
0311500573	まえさわ介護センター	奥州市前沢字立石180番地1	〃

3 生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311500656	ひだまり水沢☆きらり	奥州市水沢字川原小路18番地6	令和8年3月31日